

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の公立保育所の今後のあり方について検討するため、公立保育所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 公立保育所の役割に関すること。
- (2) 公立保育所の適正規模に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公立保育所のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 幼児教育・保育機関の代表者
- (2) 教育機関の代表者
- (3) 保育所の保護者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉みらい部こども育成課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。